



# フリーランスの経済的脆弱性と社会保険加入状況の研究ー就業形態の多様化をめぐる実証分析ー

唐津, 周平

---

(Degree)

博士 (経済学)

(Date of Degree)

2023-03-25

(Date of Publication)

2025-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第8563号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482311>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



## 唐津周平氏の学位請求論文審査報告要旨

論文: フリーランスの経済的脆弱性と社会保険加入状況の研究  
—就業形態の多様化をめぐる実証分析—

### 論文内容の要旨

本論文は、近年、多様化する就業形態のひとつである「フリーランス」に関して、個票データを用いた計量経済学的分析を行い、フリーランスの「収入の不安定性」「セーフティネットの脆弱性」を明らかにするとともに、社会保障制度の政策的課題を明らかにしている。本論文は、4つの章から構成されている。

第1章(国内外におけるフリーランス研究の現状と社会保険制度の課題)では、フリーランス研究の現状と社会保険制度の課題を国内外の先行研究から整理している。日本では、デジタルプラットフォームやテレワークが発達したことによって、「業務委託(個人請負)契約」として働く「フリーランス」が増加しており、その中でどのような課題があるのかを「フリーランスの労働者性」の観点から明らかにしている。他方、海外諸国では「フリーランス」の概念を様々な「非典型労働」として細分化しており、EUの「New forms of employment」など代表的な先行研究からその事例を紹介し、非典型労働においても条件や状況によって、「細分化」された労働基準関係法令や社会保険制度の適用されている事実を指摘している。そして、フリーランスへの社会保険制度の適用について、これまでの「雇用」に紐づいた労使折半による社会保険料の負担や適用拡大で対処できない課題を明らかにしている。

第2章(フリーランスの家族形態と生活リスク)では、個票データを用いた潜在クラス分析をおこなっている。変数として「性別」「年齢層」「結婚と同居人の状況」「住居形態」「週の平均労働時間」「個人年収」「合計年収」「家族内の主な稼ぎ手」「生活満足度」「転職意思」の10項目を用い、フリーランスを(1)既婚女性の短時間就労、(2)安定収入の男性、(3)シニア男性の夫婦2人暮らし、(4)一般的収入の独身男性、(5)独身1人暮らし低収入、(6)独身・低収入・家族支援、(7)高収入、以上の7つのクラスターに類型化している。その結果、「収入の不安定性」に課題を抱えているのは、主に(4)「一般的収入の独身男性」、(5)「独身1人暮らし低収入」、(6)「独身・低収入・家族支援」であることが確認された。この3つを合計すると分析対象となるフリーランス全体の約42%に相当する。加えて健康保険、年金保険の加入状況も、収入の不安定性から影響を受けている。とくに(4)「一般的収入の独身男性」(5)「独身1人暮らし低収入」では、「年金保険料を払っていない」と回答した割合が14.2%、17.8%にのぼる。そして、(1)高齢、(2)低収入、(3)独身1人暮らしなどの条件が重なるフリーランスの「傷病リスク」への対策の必要性が新たな知見として得られている。

第3章（高年齢フリーランスの所得保障における課題）では、60歳以上の高年齢フリーランスを対象に「公的年金受給額」と世帯の「貯蓄残高」に影響を及ぼす要因を分析し、他の就業形態と比べて、フリーランスとしての就業以前に経験してきたライフコース、性別、配偶者の有無、学歴、正社員経験年数など、様々な要因が関係していることを明らかにしている。高年齢フリーランスには、「長年の正社員経験」を経てフリーランスを選択する層が一定の割合で存在する。それが公的年金受給額に正の影響を及ぼしている一方、「正社員を経験していない」「正社員経験年数 10年未満」の割合は62%に及んでいることから非正規雇用などを経てフリーランスになるケースが過半数にのぼる。「公的年金受給額」については、順序ロジスティック回帰分析の結果、説明変数としての「男性」「配偶者あり」「大卒以上」「正社員経験年数」のいずれもについて有意な結果となり、これらの説明変数が公的年金受給額を増加させることが示されている。また、反対にこれらの説明変数に該当しない場合は、「年金受給額：6万円未満」のカテゴリに属する可能性が高いことが明らかになった。

「世帯の貯蓄残高」についても、「大卒以上」「公的年金受給額」「定年以降の備えを50歳代から始めた人」はいずれも有意な結果となり、これらの説明変数は世帯の貯蓄残高を高める効果があり、また、反対にこれらの説明変数に該当しない場合は、世帯貯蓄「300万円未満」に属する可能性が高いことが示されている。これらの分析をふまえて、フリーランスの課題は公的年金制度と雇用労働政策の改革のみで解決されるのではなく、性別、家族構成、学歴、正社員経験など、多様なライフコースを包括的に支える社会保障の構想が必要であるとの知見を得ている。

第4章（フリーランスの継続と転職に関する要因の考察）では、フリーランスと他の就業形態との移行関係を分析している。近年、正規雇用で就労しながら兼業、副業としてフリーランスを営むケースをはじめ、多様な働き方が推奨されてきている。フリーランスとして長期的に就業するケースもあれば、正規雇用、非正規雇用、自営業など様々な就業形態の間を柔軟に移動するケースもある。ここでは4年間のパネルデータを用いて、フリーランスと他の就業形態との転職・移動について分析している。その結果、「フリーランスを継続する」要因は主に(1)働く時間の柔軟性、(2)家族の中での経済的な役割、(3)年齢層の3点に集約された。他方、「フリーランスへの転職」をうながす要因は、それ以前の就業形態で異なっており「性別」「最終学歴」「個人年収」「仕事のレベルアップ」「健康保険料の支払い有無」など様々な結果となった。これらを総括して、フリーランスの継続、転職の要因分析では「働く時間の柔軟性と職種の関係」や「フリーランスとして就業する目的や動機の把握」が重要になるとの知見を得ている。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、国内外で問題視されているフリーランスと呼ばれる個人事業主の問題を取り上げ、社会保障政策との関連性から計量経済学的手法を用いて分析し、フリーランスとして就業する人びとにも、就業の安定性、所得水準、家族構成などの条件によって様々なタイプがあること、社会保険制度への加入する際の不利益に関する課題への政策的対応、そして、正規雇用、非正規雇用、自営業など他の就業形態への移動の実態までを明らかにした労作である。フリーランスをめぐる問題は、その労働者性を巡る調査や実証研究が蓄積されているが、本論文のように個票データを計量分析によって、フリーランスの課題の多様性や就業状態の流動性を明らかにした例は少なく、その意義はきわめて高い。

本論文の主な貢献は次の通りである。

第一に、フリーランスには、被用者と類似し「従業員」として保護されるべき立場から、自らの経験と技術を生かす個人事業主まで多様であり、個票データによる潜在クラス分析を通じて7つのタイプに類型化し、フリーランス就業者の全体像を描き出した。そして、約42%が「収入の不安定さ」に課題を抱えていること、とくにフリーランスは雇用保険に加入できないだけでなく、労働災害保険に加入していないケースが多く、就業中の「傷病リスク」への対策が求められるとの政策的インプリケーションを提示している。

第二に、高年齢者の継続就業のひとつとして注目されるフリーランスについて、年金所得、世帯貯蓄との関連性を明らかにしている。高年齢者フリーランスにも正規雇用の経験年数の長短、配偶者の有無によって「公的年金受給額」と「世帯貯蓄額」にも大きな格差があることを明らかにしている。高年齢フリーランスには、収入の低さ、独身1人暮らし等の家族形態、それに加えて社会保険制度の適用外が加わることで傷病リスクや低年金による老後の所得保障などにもリスクが高まるとの知見を得ている。

第三に、フリーランスと他の就業形態との移動について、正規雇用、非正規雇用からフリーランスになる動機、フリーランスを継続する要因として、本人の家族における役割、働く時間と場所の自由度などから明らかにしたことである。

本論文に一層望まれるのは以下の点である。

第一に、本研究を通じて、フリーランスには多様な業種や職種があり、その実態把握において、業種や職種を限定した分析が必要であることが明らかとなっている。しかし、現段階では、それらの詳細なデータが不足しているため、業種・職種によって異なる就業形態の移動の分析が残された課題である。また、近年増加傾向にある兼業・副業やギグワークなど、フリーランスと関連のある分野への研究の広がりが期待される。

第二に、現在の社会保険制度は、「雇用契約」や「家族形態」と強く結びついており、経済的に安定したフリーランスには「正社員経験年数の長さ」「収入の安定した配偶者」による支援といった背景が観察されている。政府内で検討されている「勤労者皆社会保険制度」「全世代型社会保障検討会議」の議論でもフリーランスの課題が取り上げられている。これ

ら多様な就業形態・ライフコースを包括した社会保障制度の設計につながる研究の展開が望まれる。

しかしながら、これらの点は論文提出者の今後の研究に待つべきものであり、本論文の意義を損なうものではない。

以上を総合して、下記の審査委員は一致して本論文の提出者が博士（経済学）の学位を授与される資格があるものと判定する。

令和5年3月6日

審査委員

主査 教授 藤岡 秀英  
教授 鈴木 純  
教授 勇上 和史